

**『御代田町まちづくり基本計画（素案）』及び『御代田町立地適正化計画（素案）』に対する  
パブリックコメントの御意見と回答**

**■意見募集期間**

令和5年2月3日（金）から令和5年2月22日（水）まで

**■意見件数**

17件（4名）

No	区分	計画	意見	町の回答
1	町内在住者A	まちづくり基本計画	①浅間山登山道御代田口を復活させる。 （1973年の浅間山噴火前までは年間5,000人が利用していたと言われている）	今後の観光施策の参考とさせていただきます。
2	町内在住者A	まちづくり基本計画	②温浴施設をつくる（龍神の湯）理想は温泉を掘り当てることだが、銭湯が一番の住民コミュニケーションの場となる。薪焚きボイラーを採用する。浴場の壁画は浅間山と龍を描く。	今後の観光施策等の参考とさせていただきます。
3	町内在住者A	まちづくり基本計画	③空き家のリノベーション（農村集落） 薪ストーブを標準設備として導入、共同で利用できる薪作りスペースを確保する。 災害時の避難所として空き店舗のリノベーションを考えた場合も、停電時でも使用できる薪ストーブの導入はライフラインの確保につながります。	今後の空き家・空き店舗の活用方法の一つとして参考とさせていただきます。
4	町内在住者A	まちづくり基本計画	④駅前空き店舗の利用方法 総菜屋・おにかけうどん屋・スナック（いずれも高齢女性をスタッフとして起用） そば茶カフェ、ガトーショコラ（浅間山にちなんで）専門店 洋品店（例：寒の水ふんどし、ミヨタ龍神スカジャン等、みよたんグッズに追加してオリジナルグッズも揃える）	駅及び駅前周辺の魅力化プロジェクトにおける取組の参考にさせていただきます。
5	町内在住者A	まちづくり基本計画	⑤御代田版ベーシックインカムを導入	今後の経済施策の参考とさせていただきます。

No	区分	計画	意見	町の回答
6	町内在住者B	まちづくり基本計画	P21の住宅団地に今住んでいる向原が入っているのはいいのですが、木を残すように住宅地を造らないと、大雨の際に雨が地面に吸収されず洪水状態になってしまっています。雨水の側溝では対応しきれないと思いますので、木を残させるよう業者に規制をしっかりとお願いします。	宅地造成を含む一定規模以上の開発行為や、風致地区や別荘団地内については、都市計画法や県景観条例、町環境保全条例、町風致地区内における建築等の規制に関する条例、町開発指導要綱等の法令手続を通じて、木竹の保全や雨水の敷地内処理の義務付け等を行っています。引き続きこれらの法令に基づく基準等が遵守されるよう努めてまいります。
7	町内在住者B	立地適正化計画	P72の居住誘導区域についても同様に、今住んでいる向原が入っているのはいいのですが、木を残すように住宅地を造らないと、大雨の際に雨が地面に吸収されず洪水状態になってしまっています。雨水の側溝では対応しきれないと思いますので、木を残させるよう業者に規制をしっかりとお願いします。	上記6と同様の回答とさせていただきます。
8	町内在住者C	まちづくり基本計画	<p>住みよい町のために、以下のような施策も取り入れていただけたら大変ありがたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存太陽光発電施設の改善を町で推進していただきたい。具体的には、防音工事(向原の古今塚東の施設が夏場に騒音で困っている)、フェンスの塗り替え(明度が高く環境になじまないグリーン→景観に配慮したブラウン色にしていただきたい)。移住者にも、このような設備にがっかりしている方が多く居る。宿泊施設ヒラマツ横の施設のフェンス色も同様。</li> <li>・犬の糞放置が目立つ。条例を設け、取締をしていただきたい。</li> <li>・側溝が土で埋まっている所が多く、機能していない。改善していただきたい。</li> <li>・軽井沢町のように、景観条例をより厳しくしていただきたい。明らかに町並みにそぐわない色調の家などが目に余ります。外壁色の明度や緑化等、ルールがあると住みよい町並みになると思う。</li> <li>・住宅地街灯のLEDが白く眩し過ぎて、景観を悪くしたり、夜眠りにくかったりと、困っている方の声をよく聞く。温かい景観にするため、ぜひ、『電球色』にして、カバーをつける等工夫してほしい。</li> <li>・龍神公園、雪窓公園の遊具から見える背の高い時計がほしい。子供だけで遊んでいるときに時間がわからないと不便なので</li> </ul>	<p>景観への配慮に関しては、現行では県景観条例や町環境保全条例、町風致地区内における建築等の規制に関する条例等に基づく手続を通じて、よりよい景観形成に努めておりますが、将来的には景観法に基づく景観行政団体に移行して町独自の景観条例を定め、よりきめ細かな景観形成を図ることも検討してまいります。</p> <p>公園に関するご要望はご意見として承ります。</p> <p>その他のご意見につきましては、条例等によるルールの設定のみならず、一人ひとりのマナーやモラルの向上も含め、住民の皆さんや自治会のご協力を得ながら、改善に努めてまいります。</p>
9	町内在住者C	立地適正化計画	p38 公園について 向原(カーリング場付近)に緑地公園の黄色い○がありますが、実際住民が認識している公園は存在しません。既存の大規模公園の充実だけでなく、公園が無い向原北部にぜひ公園新設をお願いしたいです。以前住民30名ほどの署名も提出しましたので、引き続きご検討お願いいたします！	<p>ご指摘の公園は宅地開発等で設置された「その他公園」で、実際に存在している公園です。</p> <p>公園新設の要望につきましては、ご意見として承ります。</p>

No	区分	計画	意見	町の回答
10	町内在住者D	立地適正化計画	<p>居住誘導地域は、町の中心部の狭い地域を指定し住民を集中的に住ませ、効率的な都市の運営ができるという方式ですが、この方式は地方都市の魅力を損ねるものであるため、私は反対です。都会の喧騒から放たれて、緑の空間で生活を楽しまたいという都会からの移住者たちの夢を否定することになります。再び都会のミニ開発団地のような環境を強制されることとなり、従来から住んでいた人たちにとっても、広々とした環境から狭苦しい環境へと悪化することになります。</p>	<p>居住誘導区域は、都市計画区域の一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるべき区域とされています。</p> <p>当町は現在も人口増を継続していますが、将来的な人口減少や超高齢社会を見据えるなかで、持続可能な都市経営を継続していくためには、これまでに整備されてきた既存の都市基盤の有効活用を図ることが重要で、そのためにはまとまった範囲で一定の人口密度を保つ必要があります。</p> <p>本計画案では居住誘導区域を用途地域とほぼ同じ範囲に設定していますが、当該区域内の人口密度は15人/ha程度で、都市計画法で既成市街地に求められる人口密度40人/ha以上と比べても、全体的にはかなりゆとりのある居住地形成がなされていると捉えることができます。これは当該区域内で風致地区の指定や最低敷地面積の基準の設定等により、良好な樹林地の保全や植栽空間の確保が図られてきた成果とも考えられますが、この緑と一体的に形成されたまちを当町の特徴の一つと捉えながら、区域内でも近年空き家や空き地などの低未利用地が顕在化しつつある状況下においても、最低でも現状の人口密度の維持は目指し、この区域内に移住者を引き付けられるような住環境の創出や魅力の向上を図っていくことが重要と考えております。</p> <p>他方で、居住誘導区域の設定は、当該区域外の居住を否定したり、区域内への居住を強制するものではなく、また、本計画案では居住誘導区域外にある集落等も維持継承を図っていくことは重要と考えており、本計画でも区域内外に多様な暮らしの場があることが当町の魅力と捉えておりますので、こうした考えにつきましては、本文中で説明の補足や表現の工夫をさせていただきます。</p> <p>以上のことから、居住誘導区域の設定につきましては御理解いただきますようお願いいたします。</p>
11	町内在住者D	立地適正化計画	<p>令和5年度から20年間を展望した場合、御代田町全域を計画区域にすることが望ましいと考えます。現在の都市計画区域に限定することは次の理由から好ましくないと考えます。</p> <p>①御代田町は、軽井沢町、小諸市、佐久市の扇の要の位置にあり、どの地域からもアクセスしやすい便利な位置にあります。浅間サンラインもあることを踏まえ、御代田町全域（浅間山麓の危険区域を除く）を計画区域にすることが望ましいです。</p> <p>②現在のせまい都市計画区域内の居住誘導地域内に住民を集中させる考え方は、P5に書かれている『北側に雄大な浅間山の裾野が広がり、南側には森泉・平尾山系が連なる緑豊かなまち』という御代田町の魅力を半減させてしまいます。</p>	<p>①につきましては、立地適正化計画の制度上の制約から、届出等の手続き対象は都市計画区域内となります。なお、本計画の策定にあたっては、都市計画区域外の集落なども含め、町内の暮らしの場全域を捉えて策定しており、その旨を明記させていただくとともに、都市計画区域外の集落の位置づけに関しましても「居住保全・調整区域」として明確化させていただきます。</p> <p>②につきましては、上記10と同様の回答とさせていただきます。</p>

No	区分	計画	意見	町の回答
12	町内在住者D	立地適正化計画	<p>居住誘導区域をP75の『図 Step3 居住誘導区域の設定』に示すような用途地域内に限定することに、以下の理由から反対します。</p> <p>① P11で示した明治時代の御代田村の復活に過ぎず、現在の御代田町の活性を否定することになるから。</p> <p>② P73の図にある『生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲』とは何か。道路整備を含めたインフラ整備は基本であり、整備していただきたいものですが、道路さえ整備されれば、自然環境も十分にあるため、すばらしく住みよい環境がすぐにできあがると思います。狭い中心部にこだわることは、最悪な方式と考えます。</p> <p>③ この狭い地域への集中方式は、移住者や住民が求める自然環境を満喫することを妨げ、都会のミニ開発環境を強要することになり、御代田町の豊かな自然環境を満喫したいという住民の願いと正反対なものとなります。</p> <p>④ この居住誘導区域に集中させられた移住者や住民からは、居住誘導地域外の自然豊かな居住環境を見るたびに、自分たちが住む集中・ミニ開発団地との落差に不平や不満が生じる可能性が高いことは容易に想像できます。</p> <p>⑤ P20の『図 土地利用現況図(2021)』を見ると、居住誘導地域として予定している用途地域外にも、既にかかなりのエリアにわたって黄色のエリア、つまり住宅用地が広がっています。この現状からも、ここで想定している居住誘導地域に集中させるのは、御代田町として取るべき政策ではなく、不可能なことだと思います。</p>	上記10と同様の回答とさせていただきます。
13	町内在住者D	立地適正化計画	<p>P78 『都市機能施設、公共施設の配置として、主な都市機能(行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化)の徒歩圏(800m)に含まれる範囲を抽出』とありますが、この文章の意味がよくわかりません。</p>	p72にも同様の表現がありましたので、併せてわかりやすい表現に修正させていただきます。

No	区分	計画	意見	町の回答
14	町内在住者D	立地適正化計画	<p>P80 『図 Step3 都市機能誘導区域の設定』の中のオレンジ色のエリアが都市機能誘導区域のようですが、その前段のStep1, Step2の徒歩圏800mがエリア設定にどのように関係しているのか、日本語としてもよくわかりません。仮に徒歩圏800mに関係があるとすれば、この徒歩圏800mの恩恵にあずかれる人口は全町人口の何%になるのでしょうか？わずかな人のためであれば、あまり協力は得られないと思います。この狭いエリアに都市機能を集中するとすると、車移動が前提の住民のアクセスを考えると、以下の理由から無理があると考えます。</p> <p>① 広い駐車場が必要 ② アクセス道路の整備</p> <p>以上から、『都市機能誘導地域』は今回設定した『居住誘導地域』に拡大する方が望ましいと考えます。また、『居住誘導地域』は都市計画区域に拡大するのが妥当だと考えます。東信地方は一つの経済圏を形成しており、御代田町はその中心部に位置しているため、御代田町全域（浅間山危険区域を除く）を居住誘導地域とすることが最適だと考えます。御代田町全域から東信地方の各地へのアクセスが容易になれば、御代田町の魅力がますます高まり、人口増加につながると考えられます。御代田町の魅力を生かすことなく、政府の言う通りに閉じこもろうとする計画を進めることは、御代田町にとって得策でないと思います。</p>	<p>都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約を図ることにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域とされています。</p> <p>当該区域の設定にあたっては、まずStep1で各種生活利便施設の徒歩圏（800m）の重なりを確認したうえで、Step2で当町の拠点的なエリアとして捉えられる駅や町役場から徒歩圏内（800m）にある範囲を抽出し、おおむねその範囲内で各種施設の配置や地形地物をみながら、区域設定を行いました。</p> <p>ただし、都市機能誘導区域は当該区域内の居住者のみに都市的サービスを提供することを意図して設定したのではなく、全町民その他の来訪者が、駅や役場などの来訪起点となる場所から歩いて行ける範囲内で都市的なサービスを遍く享受できることを意図しています。言い換えると、まちの拠点的なエリアを町民にとって日常的な居場所やさまざまな交流・文化発信の場になることを描いています。</p> <p>当町はこの拠点的なエリアから半径約3km圏内にほとんどの居住地が収まるコンパクトな構造になっています。こうした特性も活かして、拠点的エリア（都市機能誘導区域）の魅力向上を図るとともに、アクセス道路や駐車場の整備、さらには利便性の高い公共交通のしくみなど、区域外からの円滑なアクセス確保を図ることにより、全町民がその魅力を享受できるまちづくりを推進していきます。</p> <p>なお、本計画案のp88の都市機能誘導施策及びp89の公共交通に関する施策に、駅西駐車場及び駅周辺道路の整備、居住地とまちなかをつなぐ道路整備事業をそれぞれ記載しております。</p>
15	町内在住者D	立地適正化計画	<p>（3）社会増減と自然増減の推移「図 社会増減と自然増減の推移」の中の表：自然増減数</p> <p>表の中の自然減は、2000年以降の緊縮予算と無関係ではないと思います。これは宿命的なものではなく、日本人の実質賃金が低下していることの反映であると思います。</p>	<p>ご意見として参考にさせていただきます。</p>

No	区分	計画	意見	町の回答
16	町内在住者D	立地適正化計画	<p>P94から117まで『7.2 災害リスクの分析』を各種災害について、相当綿密にされており、そのご努力には敬意を表したいと思います。</p> <p>ただ、被害額の想定がなされていないということは残念に思います。被害額の想定は難しいとは思いますが、防災対策計画を立てる際の出発点になるものだと思います。</p> <p>『その他県や国による防災に関する計画等を踏まえ、』とありますが、被害をじかに受ける現地自治体が被害想定額を算出しなければ、ことは動かないと思います。大胆に被害想定額を算出して、さらに復興額も想定して、その比較から県や国に対して予算の要求を強力にしていくことが大切だと思います。</p> <p>この分析を見ると、被害額はかなりの額になると思われますので、ぜひ被害想定額ならびに復興想定額も算出していただきたいと思います。</p>	<p>本計画の策定のなかで、被害想定額や復興想定額の算出までは検討しておりませんが、重要な視点として参考にさせていただきます。</p>
17	町内在住者D	立地適正化計画	<p>P118の『地区ごとの取り組み』では、『河川整備』、『法面保護や砂防堰堤整備』なども入っておりよいと思いますが、P120の『7.4 具体的な取組と目標値』の中に、『法面保護や砂防堰堤整備』が抜けています。これも入れていただきたいです。</p>	<p>ご意見を踏まえて、p118の取組表に国の事業として「浅間山直轄火山砂防事業」を追加いたしました。</p>

注) 町内在住者Dの方のご意見は長文のため、一部要約させていただいている箇所がございます。